

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する基本方針

2018年9月10日制定

2020年3月2日改定

楽天ウォレット株式会社

当社は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（下記に定義するものをいい、以下、総称して「マネロン・テロ資金供与」といいます。）防止の重要性を認識し、当社が適用を受けるすべてのマネロン・テロ資金供与防止に係る法令・諸規則等を遵守し、当社が提供する金融商品等がマネロン・テロ資金供与に利用されることを防止するため、以下の内部管理態勢を構築し対応してまいります。

1. 定義

- (1) 本方針において、マネー・ローンダリングとは、犯罪によって得た収益について、金融システム等の利用を通じ、その出所や真の所有者が分からないようにする等の行為をいいます。
- (2) 本方針において、テロ資金供与とは、金融システム等を利用して、テロリストまたはその協力者等のほか、大量破壊兵器の拡散に関わる者等に対し、資金またはその他の利益を提供する行為をいいます。

2. 組織体制

- (1) 当社は、マネロン・テロ資金供与防止を経営の重要課題の一つと位置づけ、取締役会をはじめ経営陣が深く関与し取り組んでまいります。
- (2) 取締役会は、内部管理担当執行役員をマネロン・テロ資金供与防止のための統括管理者及び資産凍結等責任者に任命、リスクコンプライアンス委員会を設置するとともに、下部組織として専門のAML部会を設置し、リスクコンプライアンス部をマネロン・テロ資金供与防止の主管部署と定めています。
- (3) リスクコンプライアンス委員会は、マネロン・テロ資金供与防止に係る業務計画の管理、及びその方針並びに手続の制定において中心的な役割を担い、取締役会に報告を行います。
- (4) リスクコンプライアンス部は、マネロン・テロ資金供与防止の主管部署として各部門と連携し、AMLプログラムを立案・推進するほか、リスク評価を取りまとめ、定期的および必要に応じて都度、取組状況等をリスクコンプライアンス委員会に報告します。また、取引時確認および取引モニタリングを主導し、疑わしい取引の届出を行うほか、役職員に対し、マネロン・テロ資金供与防止に係る研修を実施します。

3. リスクベース・アプローチ

- (1) 当社は、マネロン・テロ資金供与防止に関して、リスクベース・アプローチの考え方に基づき、直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を実施します。
- (2) 当社は、定期的にはリスク評価を見直すほか、マネロン・テロ資金供与対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直します。

4. 取引時確認及びフィルタリング

- (1) 当社は、新規利用者との取引関係構築時に加え、すでに取引ある利用者との継続的關係においても、利用者や取引形態のリスクに応じて、取引時確認及びフィルタリングを実施します。
- (2) 当社においてリスクが高いと判断した場合には、確認事項を追加し、必要に応じて改めてのフィルタリングを行うなど、厳格な顧客管理を実施することにより、虚偽の個人情報を使用するなどの不適切な利用者との取引関係を排除します。

5. 取引モニタリング

当社は、マネロン・テロ資金供与防止のため、取引のモニタリングを継続的に実施します。

6. 疑わしい取引の届出

当社は、取引モニタリング等において検知された「疑わしい取引」を、社内において適切に対応し、また、取引モニタリング等において検知された「疑わしい取引」を、当局に対して直ちに届出します。

7. 経済制裁及び資産凍結

- (1) 当社は、経済制裁関連法令等を遵守して、適切に制裁対象者に関するフィルタリングを行います。
- (2) 当社は、国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施します。

8. 役職員の研修

当社は、マネロン・テロ資金供与防止に係る自社の方針及び手続並びに関連法令等の理解と重要性の意識醸成のため、全役職員に対する定期研修を実施します。

9. 記録保存

当社は、適用法令等を遵守し、取引時確認記録、取引記録等を適切に保存します。

10. 内部監査

マネロン・テロ資金供与の防止態勢確保のため、当社では、独立した部門による、マネロン・テロ資金供与防止に係る自社の方針及び手続並びに適用法令等の遵守状況・有効性の監査を実施し、その結果を踏まえて、継続的に管理態勢を改善します。

以上